

一般社団法人横浜市薬剤師会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人横浜市薬剤師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、薬剤師及び薬学又は薬業に関係のある者（以下「薬事関係者」という。）の倫理的かつ学術的水準の向上並びに薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、横浜市民の保健と福祉の増進、地域社会の健全なる発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 薬事関係者の職能向上に関する事業
 - (2) 薬学及び薬業の進歩発展に関する事業
 - (3) 医薬品の適正使用等医療貢献に関する事業
 - (4) 公衆衛生の普及・指導に関する事業
 - (5) 薬事衛生の普及・啓発に関する事業
 - (6) 地域医療への貢献並びに医療安全の確保に関する事業
 - (7) 災害時等の医薬品の確保・供給に関する事業
 - (8) 区薬剤師会等との連携、協力及び支援に関する事業
 - (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、神奈川県横浜市において行うものとする。

第3章 会員

(会員の構成)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員Ⅰ 横浜市内に薬局等を開設する薬剤師又は勤務する管理薬剤師であつて、この法人の目的及び事業に賛同し入会した者
- (2) 正会員Ⅱ 横浜市内に居住又は勤務する薬剤師その他の薬剤師であつて、この法人の目的及び事業に賛同し入会した者（正会員Ⅰを除く）
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した者

(4) 名誉会員 この法人に功勞のあつた者で、理事会の推薦により總會の承認を受けた者

2 前項の正会員Ⅰ及び正会員Ⅱ（以下、「正会員」という。）をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を提出し、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、總會において別に定める額を支払う義務を負う。

但し、第5条第1項第4号に規定する名誉会員を除く。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、總會の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、当該總會の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、總會において弁明の機会を与えなければならない。

3 前項の規定により除名が決議されたときは、当該会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務（名誉会員を除く。）の履行を怠り、催告を受けた後、1年を経過してもなお履行しないとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条、第9条及び前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員が資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会に出席した正会員の中から選任する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(書面又は電磁的方法による議決権の行使等)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合において、前条の規定の適用については、当該正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び出席した正会員の中から総会において選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 25名以上35名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、4名以内を副会長、7名以内を常務理事とする。
- 3 会長及び副会長1名は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 4 副会長(代表理事である副会長を除く。)及び常務理事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の業務執行理事とする。
- 5 理事の中から、特命理事を若干名置くことができる。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 特命理事は、会長の指名により理事の中から選定する。
- 4 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特別の関係がある者であ

る理事の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても同様とする。

- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 監事には、この法人の理事（親族その他特別の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。

（理事の職務及び権限）

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び代表理事である副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長（代表理事である副会長を除く。）は、会長及び代表理事である副会長を補佐し、理事会で決めた順位により、会長及び代表理事である副会長が欠けたとき又は会長及び代表理事である副会長に事故があるときは、その業務の執行に係る職務を代行する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、その業務を執行する。
- 5 特命理事は、会長の特命を受けて、会長、副会長及び常務理事を補佐し、その業務を執行する。
- 6 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事及び監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 特命理事の任期は会長が定める。但し、理事としての任期を超えることはできないものとする。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、総会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第29条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の同法第111条第1項の損害賠償責任を、法令に定める要件に該当する場合には、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(顧問及び相談役)

第30条 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問はこの法人の会長経験者とし、相談役は有識者とする。
- 3 顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問及び相談役は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 5 顧問及び相談役は、無報酬とする。
- 6 顧問及び相談役には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、総会の決議により別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、代表理事である副会長が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、代表理事である副会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事録については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した会長、代表理事である副会長及び監事が記名押印する。

(常務理事会)

第37条 本会に常務理事会を置く

2 常務理事会は、会長、副会長及び常務理事をもって構成する。但し、会長が要請した場合は、特命理事も参加することができる。

3 常務理事会は次の職務を行う。

- (1) 理事会が常務理事会に委任した事項の検討、執行
- (2) 理事会に付議及び報告すべき事項の検討
- (3) 会長より付議された事項についての検討
- (4) その他、会の日常の運営にかかわる事項の検討

4 常務理事会は、毎月会長が招集する。

5 常務理事会の議長は会長がこれに当たる。

6 常務理事会は議事録を調整し、理事会へ報告する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 事業年度内における次に掲げる収入
 - ア 会費、負担金及び入会金
 - イ 寄附金品
 - ウ 資産から生じる収入
 - エ 事業に伴う収入
 - オ その他の収入

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分制限)

第42条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 協力団体

(協力団体)

第47条 この法人は、理事会の決議により区薬剤師会を協力団体とすることができる。
2 この法人は、協力団体との連携協力により事業を推進し、実施することができる。
3 協力団体との連携協力による事業の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 専門部会

(専門部会)

第48条 この法人に、理事会の決議により専門部会を設置することができる。専門部会の種類、組織その他必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 委員会

(委員会)

第49条 この法人に、理事会の決議により委員会を設置することができる。委員会の種類、組織その他必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 事務局

(事務局)

第50条 この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第14章 補則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。
向井 秀人 (会長)
坂本 悟 (副会長)
- 4 この法人の最初の業務執行理事は、次に掲げる者とする。
高堂 正 (副会長)
寺師 三千彦 (副会長)
太田 信治郎 (副会長)
鵜飼 典男 (常務理事)
川田 哲 (常務理事)
大村 卓 (常務理事)
山形 光正 (常務理事)
磯田 信一 (常務理事)

附則

この定款は、平成28年3月24日一部改正及び施行する。総会の議決日